

三重県食の安全・安心確保行動計画
(令和5年度)

令和5年3月

三 重 県

《 目 次 》

1	行動計画策定の趣旨	1
2	行動計画の期間	1
3	食の安全・安心確保施策の体系	2
4	食の安全・安心確保推進体制	3
5	令和5年度の主な取組	4
6	令和5年度に実施する施策	6

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

(1)	基本的方向1の取組方向	6
施策1-1	生産資材に関する指導、検査	6
施策1-2	生産段階のガイドラインの作成・指導	7
施策1-3	生産環境に関する調査	8
施策1-4	生産・加工・調理・販売段階の監視指導	8
施策1-5	食品等の試験・検査	9
施策1-6	調査研究の推進とその成果の普及啓発	10

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

(1)	基本的方向2の取組方向	12
施策2-1	県民への情報提供	12
施策2-2	食品関連事業者等への情報提供	13
施策2-3	食品関連事業者団体への取組支援	14
施策2-4	コンプライアンス意識の向上に対する支援	15
施策2-5	自主基準の設定及び公開の促進	15
施策2-6	自主的な情報発信等に対する支援	17
施策2-7	認証制度の推進	17
施策2-8	健全かつ持続可能な経営への支援	18
施策2-9	食品関連事業者からの情報への対応等	19

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

(1)	基本的方向3の取組方向	21
施策3-1	情報提供の推進	21
施策3-2	食の安全・安心に関する教育の推進	22
施策3-3	相談対応の充実	23

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

(1)	基本的方向4の取組方向	24
施策4-1	人材の育成	24
施策4-2	相互理解の増進	25
施策4-3	関係者との連携及び協働	26
施策4-4	県民運動の展開	26

【資料編】	用語解説	28
-------	------	----

1 行動計画策定の趣旨

食の安全・安心を確保するにあたり、「食品衛生法」や「食品表示法」等、多くの法律が定められています。

三重県では、こうした法律のほか、県民の健康の保護、食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築、安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大を図るため、平成20年に制定された「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（令和3年最終改正）（以下「条例」という。）に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進しています。

この条例では、食の安全・安心確保に関する基本的方向と実施すべき施策を示した「三重県食の安全・安心確保基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めるとともに、基本方針に沿った食の安全・安心に関する施策を効果的、総合的に推進するため、年度計画として「三重県食の安全・安心確保行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し具体的な取組を進めることとされています。

2 行動計画の期間

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

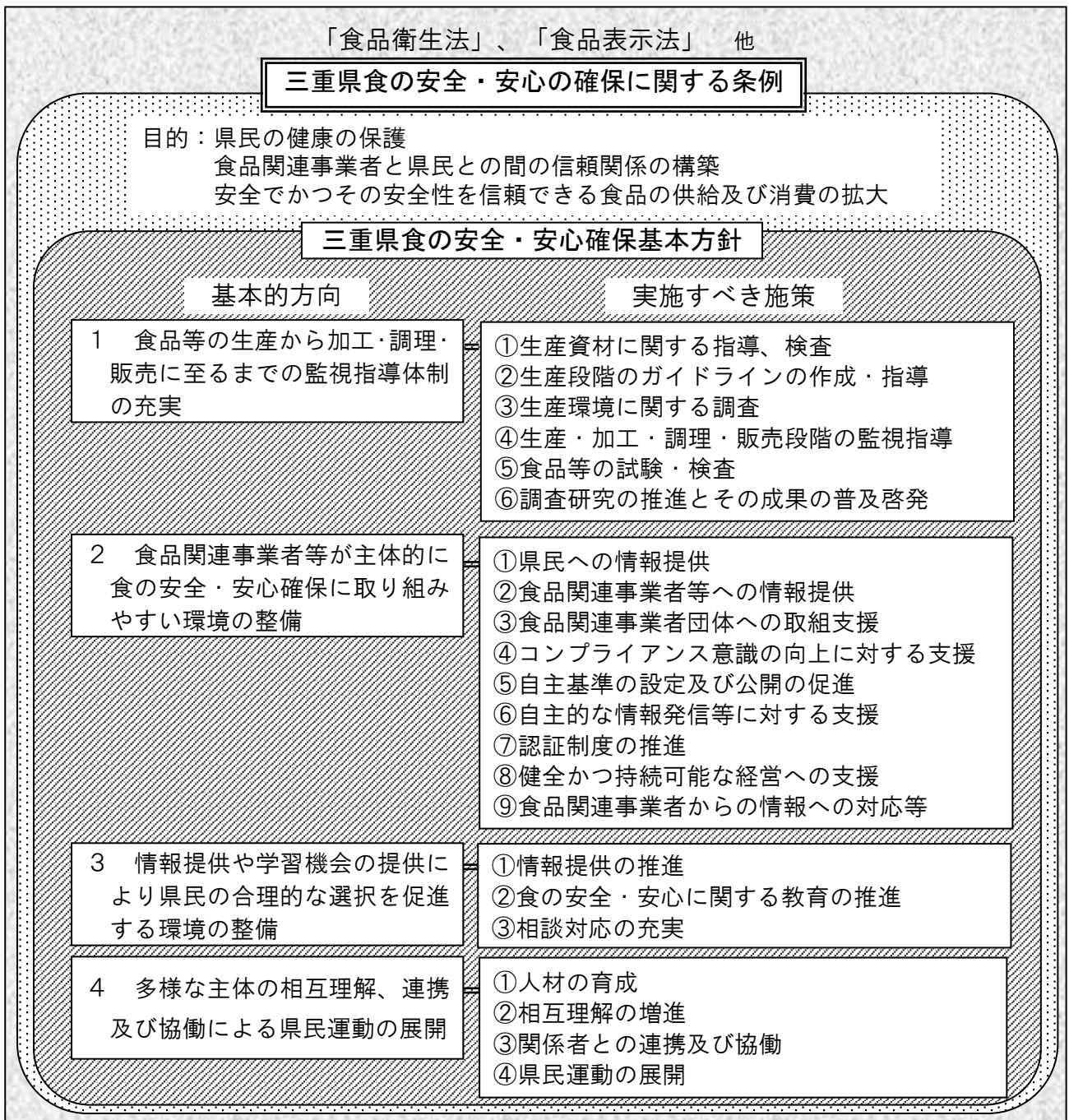
3 食の安全・安心確保施策の体系

条例に基づき策定している「三重県食の安全・安心確保基本方針」では、条例の目的として、

- ①県民の健康の保護
- ②食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築
- ③安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大

を図るため、4つの基本的方向を設定するとともに、それぞれの基本的方向ごとに、実施すべき施策を展開していくこととしています。

食の安全・安心確保施策の体系図

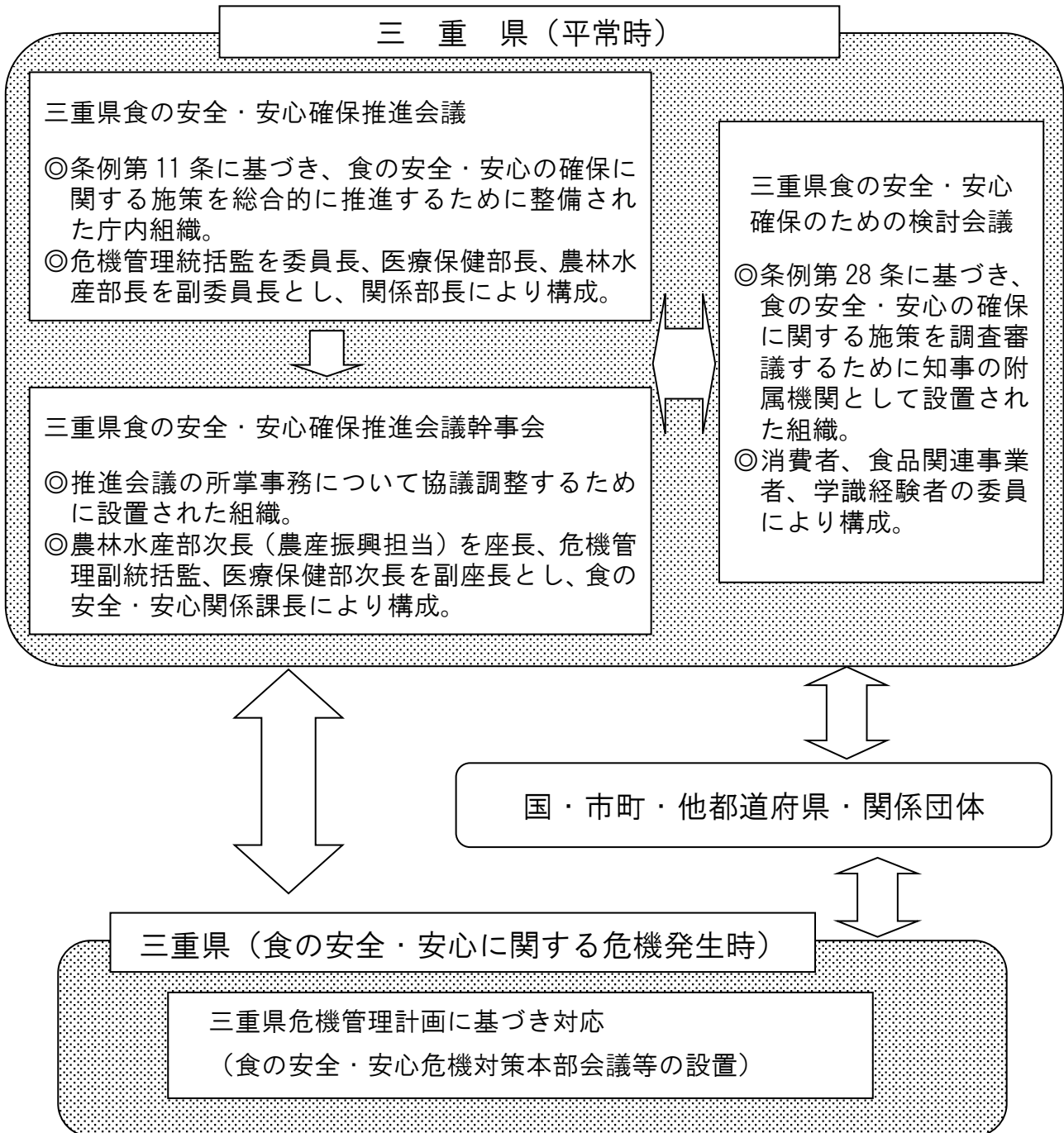


4 食の安全・安心確保推進体制

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、庁内における推進体制として、条例第 11 条に基づき「三重県食の安全・安心確保推進会議」を設置しています。

また、条例第 28 条に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置して、審議結果を施策に反映させています。

さらに、食の安全・安心に関する危機が発生した場合には、「三重県危機管理計画」に基づき、適切に対応することとしています。



5 令和5年度の主な取組

基本的方向ごとの主な取組は次のとおりです。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導體制の充実

- ① 事業者において、H A C C Pに沿った適切な衛生管理が実践されるよう、引き続き、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品関係営業施設を対象として、次の施設等に重点を置きながら、監視指導を実施します。
(重点監視指導)
 - 県内外からの観光客における食中毒の発生を防止するため、観光地の食品関係営業施設に対する重点的な監視指導を実施。
 - 冬期に多いノロウイルスによる食中毒の発生を防止するため、飲食店、集団給食施設、食品製造事業者に対する重点的な監視指導を実施。また、食中毒の発生防止など安全で衛生的な食肉及び食鳥肉が供給できるよう、施設に対する重点的な監視指導を実施するとともに、施設の衛生対策を支援します。
- ② 食品等事業者による適正な食品表示の確保を図るため、引き続き、「食品表示法」、「三重県食品監視指導計画」に基づいた監視指導や、「景品表示法」に関する監視指導や啓発に取り組みます。
- ③ 食品の安全性を確保するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、収去検査に取り組むとともに、規格基準への不適合等があった場合には、指導及び改善確認を進めます。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

- ① 食品関連事業者における食の安全・安心確保に向けた意識の向上を図るため、医療保健部、環境生活部及び農林水産部が連携し、コンプライアンス研修会の開催に取り組めます。
- ② 農業者による、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に向けた営農活動を促進するため、「環境保全型農業直接支払交付金事業」を活用した支援に取り組めます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- ① 県民の食生活の改善につなげるため、食塩及び野菜の摂取量について調査・分析・評価を行い、県ホームページやSNSを通じて広く周知を図るとともに、健康づくり応援の店や給食施設を通じ、減塩や野菜摂取量の増加につながる取組を関係団体と連携して進めます。

- ② 子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成できるよう、地場産物を使った「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を通じて県産農林水産物の利用を促進するとともに、これら朝食メニューの優秀作品等を県ホームページで発信することにより、食育を推進します。
- ③ 学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、「みえ地物一番給食の日」を実施し、学校給食における地域食材の使用を促進します。また、地域の農林水産業への関心や理解を深めるため、食育に係る既存の教材に加え、新たな教材を学校に提供します。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

- ① 県民、食品関連事業者等及び県が、食品衛生や食品表示に関する正しい知識を共有し、相互理解を深めるため、意見交換会や研修会を開催するなどリスクコミュニケーションの機会を創出します。
- ② 県民、食品関連事業者・団体と連携及び協働しながら、食の安全・安心に向けた施策を推進するため、県民や食品関連事業者・団体を対象とした「みえ出前トーク」や「食の安全・安心研修会」の開催に取り組みます。

6 令和5年度に実施する施策

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

- 【実施すべき施策】
- ①生産資材に関する指導、検査
 - ②生産段階のガイドラインの作成・指導
 - ③生産環境に関する調査
 - ④生産・加工・調理・販売段階の監視指導
 - ⑤食品等の試験・検査
 - ⑥調査研究の推進とその成果の普及啓発

(1) 基本的方向1の取組方向

生産段階や加工・調理・販売段階での監視、指導、検査を実施し、これらに関する情報の公開・提供を迅速に行い、県民の意見を反映して監視指導体制と取組内容を充実します。また、食の安全・安心に関する科学的知見^{*}の集積に努め、調査研究の推進とその成果を普及啓発します。

施策1-1 生産資材に関する指導、検査

施策の取組方向

農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等の使用又は生産・販売について、指導、立入検査を実施します。

現状と課題

- ① 全国的にも農薬販売者による販売帳簿の未記載や肥料生産者による特殊肥料への品質表示誤りといった不適正事例がいまだに散見されることから、「農薬取締法」及び「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき農薬・肥料の適正な生産・流通を図る必要があります。
- ② 農薬使用者による農薬の保管管理不良等による誤飲誤食事故をはじめとする、農薬の不適正使用が全国でも散見されることから、農薬使用者や農産物直売所責任者に対して、農薬の適正使用について知識を深める機会提供が必要です。
- ③ 安全・安心な畜産物の安定的供給を図るため、動物用医薬品、飼料及び飼料添加物の販売業者や畜産農場の事業者による適正な流通、使用及び管理が必要です。
- ④ 安全・安心な養殖水産物を安定的に供給するため、魚類養殖業者に対して、水産用医薬品の適正使用を図る必要があります。

取組内容

- ① 農薬販売者、肥料生産者・販売者による農薬・肥料の適正な流通に向け、特に通報に基づく疑義案件に対する監視指導に注力して取り組めます。

- ② 農薬使用者や農産物直売所責任者が農薬に関する知識を深めるため、農薬の適正使用に関する研修会を開催します。
- ③ 家畜に与える動物用医薬品や飼料及び飼料添加物について、適正な流通、使用及び管理を担保するため、販売業者、畜産農場の事業者に対する監視指導に取り組みます。
- ④ 養殖魚に投与する水産用医薬品を適正に使用するため、魚類養殖業者への、水産用医薬品の使用状況調査や指導に取り組みます。

施策 1-2 生産段階のガイドラインの作成・指導

施策の取組方向

「病害虫防除の手引き※」や「施肥基準※」等の各種ガイドラインを作成するとともに、生産履歴の記帳※の普及及び種苗、農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等に関する情報提供や指導を実施します。

現状と課題

- ① 毎年3月に「病害虫防除の手引き」を作成し、防除指導の指針とするため地域農業改良普及センターに配信しています。生産現場での的確な病害虫防除を推進するため、病害虫の発生動向や農薬の使用方法の変更に関する配信情報を、県普及指導員やJA営農指導員を通じて生産者に提供する必要があります。
- ② 牛乳・卵・肉といった安全な畜産物の生産に向け、動物用医薬品、飼料等販売業者及び畜産農業者による動物用医薬品、飼料及び飼料添加物の流通、使用及び管理の適正化を図る必要があります。
- ③ 安全・安心な養殖水産物を安定的に供給するため、魚類養殖業者による自主衛生管理を支援する必要があります。

取組内容

- ① 生産者が病害虫の発生動向に即して的確な防除対策を実施するため、「病害虫発生予察情報※」を提供するとともに、発生の予防を含めた防除を推進するため、令和5年4月1日から施行される「改正植物防疫法」に基づく「総合防除」を推進する仕組みの構築として「総合防除計画」を作成します。
- ② 動物用医薬品が正しく販売・使用されるため、動物用医薬品、飼料等販売業者及び畜産農業者に情報提供や指導を実施します。
- ③ 養殖水産物の衛生管理体制を強化するため、水産関係団体と連携し、魚類養殖業者に対して、養殖生産工程管理手法※の指導、講習会や養魚速報による情報提供、養殖魚の魚病診断に取り組みます。

施策 1-3 生産環境に関する調査

施策の取組方向

有害物質による土壌等の生産環境や生産物の汚染について、対応マニュアルや調査計画を作成し、調査を実施します。

現状と課題

- ① 県内に「農用地土壌汚染防止法^{*}」に基づく指定地域はありません。引き続き、国における有害物質に関する規制強化の動向を注視していくことが必要です。

取組内容

- ① 引き続き、国における有害物質の規制に関する動向を注視し、必要な情報収集を行うとともに、関係機関と情報共有します。また、農作物や農用地土壌から有害物質が検出された場合には、危機管理マニュアルに基づき適切に対応します。

施策 1-4 生産・加工・調理・販売段階の監視指導

施策の取組方向

国等と連携して、「食品衛生法^{*}」、「食品表示法^{*}」、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（以下「食糧法^{*}」という。）、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「米トレーサビリティ法^{*}」という。）、「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法^{*}」という。）等による効果的な監視指導を実施するとともに、食品表示制度を積極的に普及啓発します。

現状と課題

- ① 平成 30 年 6 月に食品衛生法の一部を改正する法律が公布され、令和 3 年 6 月から、原則すべての食品等事業者^{*}が「HACCP^{*}に沿った衛生管理」を行うこととなりました。県内に流通する食品の安全を確保するため、食品等事業者の HACCP に沿った衛生管理による取組状況についての確認が必要です。さらに、安全で衛生的な食肉処理施設を維持する必要があります。
- ② 食品表示法に規定する食品表示基準に基づく、「食品表示」のパンフレット、食品表示基準の一部改正に伴う「加工食品への原料原産地表示の義務化」についてのパンフレットを作成しました。「食品表示法」や「景品表示法」に関する適正な食品表示を確保するため、食品等事業者における適切な食品表示に関する意識の醸成が必要です。また、令和 5 年 4 月から変更される遺伝子組み換え表示制度といった、新制度の周知徹底を図る必要があります。

- ③ 卸売市場における生鮮食料品の安全・安心な流通の確保のために、衛生管理の確実な実践が必要です。
- ④ 米穀取扱事業者における米穀の適正な流通の確保は、事業者において「食糧法」、「米トレーサビリティ法」が確実に履行されることが必要なため、引き続き、法令に関する知識の醸成が必要です。

取組内容

- ① 事業者において、HACCPに沿った適切な衛生管理が実践されるよう、引き続き、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品関係営業施設を対象として、次の施設等に重点を置きながら、監視指導を実施します。
(重点監視指導)
 - 県内外からの観光客における食中毒の発生を防止するため、観光地の食品関係営業施設に対する重点的な監視指導を実施。
 - 冬期に多いノロウイルスによる食中毒の発生を防止するため、飲食店、集団給食施設、食品製造事業者に対する重点的な監視指導を実施。また、食中毒の発生防止など安全で衛生的な食肉及び食鳥肉が供給できるよう、施設に対する重点的な監視指導を実施するとともに、施設の衛生対策を支援します。
- ② 食品等事業者による適正な食品表示の確保を図るため、引き続き、「食品表示法」、「三重県食品監視指導計画」に基づいた監視指導や、「景品表示法」に関する監視指導や啓発に取り組みます。
- ③ 卸売市場における衛生管理の実践を確実なものとするため、監視指導を効率的に実施するとともに、関係機関と連携し、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画の策定・改善及び複雑・高度化したコールドチェーン※への対応を支援します。
- ④ 米穀取扱事業者における「食糧法」、「米トレーサビリティ法」に関する知識の醸成を図るため、米穀取扱事業者を対象に情報発信するとともに、「食糧法」、「米トレーサビリティ法」に基づき必要な監視指導を実施します。

施策1-5 食品等の試験・検査

施策の取組方向

県内で流通する農林水産物及び加工食品等の食品について、微生物、残留農薬、残留動物・水産用医薬品、遺伝子組換え食品、食品添加物等に関し、検査を実施します。

現状と課題

- ① 県内で流通する農林水産物及び加工食品等の食品の安全性を確保するため、微生物、残留農薬、食品添加物の規格基準適合等の確認が必要です。

- ② 米穀取扱事業者における米穀の適正な流通の確保において「米トレーサビリティ法」の遵守が必要であり、法に基づく記録による米穀の適正な流通を確認するため、継続的なDNA検査*等による検証が必要です。
- ③ 獣医師であると畜検査員が、牛や豚等について1頭ごとに検査し、食用に適さないものを排除するとともに、大規模食鳥処理場に食鳥検査員（獣医師）を派遣して、1羽ごとに検査を実施しています。継続的な検査により安全な食肉・食鳥肉の供給が求められています。
- ④ 水産用医薬品は、養殖魚の魚病被害を最小限に抑えるために使用されるもので、適正に使用されない場合には、医薬品が残留する恐れがあります。また、海域に発生した貝毒プランクトンを二枚貝が捕食することで、二枚貝が毒化する恐れがあり、食品としての安全性を確認する必要があります。

取組内容

- ① 食品の安全性を確保するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、収去検査*に取り組みとともに、規格基準への不適合等があった場合には、指導及び改善確認を進めます。
- ② 「米トレーサビリティ法」による米穀の適正な流通を検証するため、引き続き市販されている米穀のDNA検査等を実施します。
- ③ 安全な食肉・食鳥肉を供給するため、引き続きと畜検査及び食鳥検査を全頭（羽）実施するとともに、微生物や残留物質の検査を実施します。
- ④ 水産物の安全確保を図るため、養殖魚における水産用医薬品の残留検査を実施するとともに、海域における貝毒プランクトン検査、二枚貝の抽出による貝毒検査、検査結果の迅速な情報伝達体制の維持に取り組みます。

施策1-6 調査研究の推進とその成果の普及啓発

施策の取組方向

安全・安心な農産物の生産に関する調査研究を行い、その成果を普及啓発します。

現状と課題

- ① 三重県では、現在14品目の「I.P.M.*実践指標」を作成し、公開しています。I.P.M.の実践により、農薬使用の低減、環境負荷の軽減、さらに薬剤抵抗性や資材費高騰への対策となることが期待されています。効果的で効率的な「I.P.M.実践指標」の研究開発とその成果の普及啓発が必要です。
- ② 環境問題に対する消費者の関心が高いことから、生産者による農薬使用を最小限にする必要があります。

取組内容

- ① 農薬使用の低減、環境負荷の軽減、さらに薬剤抵抗性や資材費高騰への対策となるため、新しい技術開発や防除情報を収集し、「IPM実践指標」の見直しを行うとともに、生産現場においてIPMの実践を促進します。
- ② 「みどりの食料システム戦略」に対応し、農薬の使用を最小限に抑える「農薬代替技術を組み込んだIPM技術の開発」のほか、「病虫害発生を予測し防除適期を提案する支援システムの開発」と、その成果の普及啓発に取り組めます。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【実施すべき施策】

- ① 県民への情報提供
- ② 食品関連事業者等への情報提供
- ③ 食品関連事業者団体への取組支援
- ④ コンプライアンス意識の向上に対する支援
- ⑤ 自主基準の設定及び公開の促進
- ⑥ 自主的な情報発信等に対する支援
- ⑦ 認証制度の推進
- ⑧ 健全かつ持続可能な経営への支援
- ⑨ 食品関連事業者からの情報への対応等

(1) 基本的方向2の取組方向

県民、食品関連事業者、食品関連事業者により構成される団体（以下「食品関連事業者団体」という。）への情報提供の充実や県民に安全・安心を提供する食品関連事業者等^{*}の主体的な取組に対し支援します。

施策2-1 県民への情報提供

施策の取組方向

県民に対し、食の安全・安心に努力する食品関連事業者等の情報を発信します。

現状と課題

- ① 食中毒は年間を通して発生します。このうち、細菌による食中毒は、高温多湿になる夏に多く発生しています。季節的な食中毒に対する県民の知識の向上を図ることで、食中毒の発生を予防する必要があります。
- ② 農林水産省による消費者アンケートによると、国際水準GAP^{*}（以下「GAP」という。）について「知っていた」と答えた消費者は11.6%と低迷しています（令和元年10月）。GAP認証農産物に対する消費者の認知度が、健康志向やSDGsに高い関心を寄せる消費者だけでなく、より多くの関心が寄せられる必要があります。
- ③ 環境に配慮した生産を行う「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度^{*}（以下「みえの安心食材表示制度」という。）」やHACCPに基づく管理を行う「みえジビエ」において、事業者の取組や製品についての情報発信を専用ホームページ等を通じて行っています。今後も継続して情報発信するとともに、情報発信が有効なものとなるよう、各制度の仕組みや取組に対する認知度向上を図る必要があります。

取組内容

- ① 食中毒発生を防止するため、気温の急な上昇による食中毒が発生する可能性が高まった場合、食中毒警報を発令します。
- ② G A P 認証農産物に対する消費者の認知度を高めるため、県内の飲食店と連携した G A P イベントの開催及び S D G s に関心を寄せる消費者や食に関連する職業に就くことが見込まれる学生に対して G A P 食材を活用した料理教室を開催します。
- ③ 食の安全・安心確保に取り組む「みえの安心食材表示制度」、「みえジビエ」の情報発信について専用ホームページ等を通じ、継続して実施するとともに、各制度の仕組みや取組に対する認知度向上を図るため、県ホームページや S N S 等で情報発信します。

施策 2-2 食品関連事業者等への情報提供

施策の取組方向

食に関する法令や生産資材^{*}に関する情報等、食品関連事業者、食品関連事業者団体が必要とする情報を提供します。

現状と課題

- ① 令和 4 年には三重県で 5 件の食中毒が発生しました。引き続き、食品等事業者による規格基準等の法令遵守と食品事故を防止する必要があります。
- ② 食品等事業者は法令に従った許可・届出を行うとともに、H A C C P に沿った衛生管理に取り組む必要があります。
- ③ 令和 4 年 4 月から義務化された加工食品の新たな原料原産地表示制度や、令和 5 年 4 月から変更される遺伝子組み換え表示制度をふまえ、食品等事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行うため、「食品表示法」や「景品表示法」の関係法令に対する理解を深める必要があります。
- ④ G A P に取り組む農業者を応援することは、S D G s の達成に貢献することにつながります。G A P の取組が S D G s の達成に貢献することを P R し、G A P 認証農産物の販路拡大を図る必要があります。
- ⑤ 食品関連事業者等が安全・安心な生産を適切に実行するためには、法改正等の制度関係や新資材、新技術等の情報を的確に収集する必要があります。このため、食の安全・安心に関する情報を、生産者や食品関連事業者に速やかに提供することが必要です。
- ⑥ 「米トレーサビリティ法」は、米穀取扱事業者や生産者による取引記録の作成、保存及び産地情報の伝達を確保するため、食品関連事業者等における法令に関する理解の醸成を図る必要があります。

取組内容

- ① 食品等事業者が規格基準等の法令を遵守するとともに、食中毒を起こさないため、引き続き講習会により食品衛生に関する情報を提供します。
- ② 「食品衛生法」の改正に伴い見直された営業許可制度と新たな営業届出制度に対応し、HACCPに沿った衛生管理を実践するため、食品等事業者団体と連携して支援します。
- ③ 「食品表示法」や「景品表示法」について食品等事業者の理解を促進するため、県ホームページやパンフレットの配布、監視指導や食品表示講習会を通じた情報提供に取り組めます。
- ④ GAP認証農産物の販路拡大を図るため、関係機関と連携し、SDGsに配慮した農産物を求める食品等事業者とGAP認証取得生産者とのマッチングの機会を創出します。
- ⑤ 安全・安心な生産を進める「みえの安心食材表示制度」、食品関連事業者で構成される「みえフードイノベーション^{*}・ネットワーク」等の支援活動において、研修会や講演会の開催、県ホームページでの公開等を通じて、迅速な情報提供を実施します。
- ⑥ 食品関連事業者等における法令に関する理解の醸成を図るため、食品関連事業者団体と連携して「米トレーサビリティ法」の周知を図ります。

施策2-3 食品関連事業者団体への取組支援

施策の取組方向

食品関連事業者団体が実施する食の安全・安心の確保に向けた取組を支援します。

現状と課題

- ① 食品関連事業者団体の積極的支援により、食品関連事業者に向けて食の安全・安心確保に関する取組の重要性を効率的・効果的に浸透させる必要があります。
- ② 消費者から、安全・安心でおいしいお米が求められており、消費者から信頼・支持される取組が必要です。

取組内容

- ① 食品関連事業者に食の安全・安心確保の取組を効率的・効果的に浸透させるため、食品等事業者団体が行う自主的な営業許可施設の衛生巡回指導や各種研修会の開催を支援します。
- ② 消費者と産地の信頼関係構築のため、米穀関連団体が実施する米の安全・安心の確保に向けた取組を引き続き支援します。

施策 2-4 コンプライアンス意識の向上に対する支援

施策の取組方向

食品関連事業者におけるコンプライアンス^{*}意識の向上や関係法令に関する理解の促進を図るとともに、食品関連事業者内の意識向上等に向けた体制の整備をはじめ、食品関連事業者の自主的な取組を支援します。また、その効果を検証し、改善を進めます。

現状と課題

- ① 食品関連事業者の「食品衛生法」、「食品表示法」や「景品表示法」等関係法令に関する理解を深めることが必要です。
- ② 食品関連事業者を対象に食の安全・安心確保に向けた意識の向上を図る必要があります。

取組内容

- ① 「食品衛生法」、「食品表示法」や「景品表示法」に関する食品関連事業者の理解を促進するため、各種研修会を開催します。
- ② 食品関連事業者における食の安全・安心確保に向けた意識の向上を図るため、医療保健部、環境生活部及び農林水産部が連携し、コンプライアンス研修会の開催に取り組みます。

施策 2-5 自主基準の設定及び公開の促進

施策の取組方向

食の安全確保に関する自主管理体制の整備に必要な自主基準の設定を促進するとともに、HACCPシステム、ISO22000^{*}、GAP等をはじめとした先進的なシステムの導入を図り、自主的な公開を促進します。

現状と課題

- ① GAPの実践は、安全・安心な農産物の供給や農業経営の改善につながる重要な取組であることから、生産者による継続的な実践と新規実践者の増加を図る必要があります。
- ② 農場HACCP^{*}は、畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCPの考え方を採り入れ、農場段階で危害要因をコントロールする手法であり、畜産物の安全性を向上させるための重要な取組であることから、個々の畜産農場における導入推進と、農場から消費者までの一貫した衛生管理を行うことが必要です。

- ③ 地域の有用資源として捕獲鳥獣肉の利活用(ジビエ)を推進しています。推進にあたり、捕獲から消費までのフードチェーンにおける安全・安心を確保するため、H A C C P、トレーサビリティの仕組みをもつ「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル※」(以下「みえジビエマニュアル」という。)を策定し普及を図っています。さらに、「みえジビエマニュアル」に基づく取組について、みえジビエポータルサイトを整備し、情報発信しています。これらの取組が有効なものとなるよう、県民や関連事業者を対象に、「みえジビエ」の認知度の向上が必要です。
- ④ きのかの生産現場において、「食の安全・安心の確保」及び「自然資源の有効利用、リサイクル資材の使用」等の人と自然に配慮した取組を行う際の参考になるように「顧客満足の実現を目指す I S O 9001 品質マネジメントシステム」及び「健康危害防止を目指す H A C C P システム」の考え方を一部取り入れた三重県独自のきのこの品質・衛生管理システムの普及を進め、消費者に安全・安心なきのこを提供することが必要です。
- ⑤ 水産業の発展に向け、県産水産物の差別化を図るとともに、適切な管理による水産資源の持続可能な利用が求められています。
- ⑥ 生鮮食料品の安全・安心な流通の確保に向け、卸売市場関係事業者に一層の啓発が必要です。

取組内容

- ① 生産者による継続的な実践と新規実践者の増加を図るため、J A グループ・市町・県で構成する「地域 G A P 推進チーム」を核に、産地部会への取組支援や G A P 研修会を開催します。
- ② 畜産物の安全性向上に向け、畜産農場における農場 H A C C P の導入を推進するため、生産者への個別訪問やオンライン講習会を開催します。
- ③ 「みえジビエ」の認知度の向上を図るため、飲食事業者等を対象とした商談会への参加や消費者向けイベントの開催により情報発信します。
- ④ 消費者に安全・安心なきのこを提供するため、「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル※」を活用し、きのこ生産者に対して巡回指導や技術相談を実施することで、適正な品質・衛生管理の普及を図ります。また「みえ出前トーク」や「移動林業研究所」を活用した P R 活動により、安全・安心なきのこの生産・消費を周知します。
- ⑤ 水産資源の持続可能な利用を図るため、県産水産物の持続可能性を担保する 水産エコラベル※認証の取得を促進し、認証制度を普及啓発するための研修会を開催します。
- ⑥ 生鮮食料品の安全・安心な流通の確保に向け、卸売市場関係事業者に一層の啓発をしていくため、H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理に関する情報提供を通じて、衛生管理計画の策定・改善に関する取組を促進します。

施策２－６ 自主的な情報発信等に対する支援

施策の取組方向

県民が合理的に食品を選択できるトレーサビリティ・システム※の導入に取り組む食品関連事業者を支援します。

現状と課題

- ① 地域の有用資源として捕獲鳥獣肉の利活用(ジビエ)を推進しています。推進にあたり、捕獲から消費までのフードチェーンにおける安全・安心を確保するため、トレーサビリティの仕組みをもつ「みえジビエマニュアル」を策定し普及を図っています。「みえジビエマニュアル」に沿って取り組む事業者を支援するためには、品質確保と同時に安全・安心に取り組む「みえジビエ」について、より一層認知度を高め販路の拡大、購入につなげる必要があります。

取組内容

- ① 「みえジビエ」における安全・安心をはじめとする取組への認知度向上と「みえジビエ」の消費拡大を図るため、飲食事業者等を対象とした商談会への参加や消費者向けイベントの開催を行います。

施策２－７ 認証制度の推進

施策の取組方向

環境に配慮した生産方式や食の安全・安心を確保する生産管理により県内で生産される農林水産物や、県内で生産された農林水産物を使い県内で製造される加工食品に関する認証制度、高品質で安全な食品を提供するためのHACCPシステムに基づく認定制度等を積極的に推進します。

現状と課題

- ① GAPの認証取得及び維持により、安全・安心な農産物の供給や農業者の経営改善を図る必要があります。
- ② 農林水産省は畜産農場に危害要因分析・必須管理点(HACCP)の考え方を取り入れた飼養衛生管理を推進しており、平成21年8月には、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場HACCP認証基準)※」を公表しました。公益社団法人中央畜産会では、この基準に基づき審査を行った上で、畜産農場を認証しています。畜産物の安全性向上のための生産者への認証に向けた支援が必要です。

- ③ 三重県が育成した水稻品種「三重 23 号」をブランド米「結びの神」として販売するには、公募により選定された生産者が生産した「三重 23 号」が、「みえの安心食材表示制度」の認定を受けるとともに独自の品質基準に適合することを要件としています。そのため、「三重 23 号」をブランド米「結びの神」として販売するため、要件を満たすことが必要です。
- ④ 環境に配慮した生産方法による農畜林産物について、生産履歴等を第三者機関が確認し、要件を満たした生産物に「みえの安心食材」マークを表示する「みえの安心食材表示制度」を実施しています。消費者に安全・安心を提供するための認定制度である「みえの安心食材」を継続して発展させるためには、参加生産者の増加と制度の認知度向上並びに消費拡大が必要です。
- ⑤ 水産業の発展に向け、県産水産物の差別化を図るとともに、適切な管理による水産資源の持続可能な利用が求められていることから、持続可能性を担保する水産エコラベル認証の取得促進が必要です。

取組内容

- ① 安全・安心な農産物の供給や農業者の経営改善を図るため、JAグループ・県・市町で構成する「地域GAP推進チーム」を核に、生産者におけるGAP認証の取得や維持を支援します。
- ② 畜産物の安全性向上のため、農場HACCPの認証取得を目指す生産者を対象に、生産衛生管理マニュアルや帳簿の整備、衛生検査を重点的に指導します。
- ③ ブランド米「結びの神」の要件を満たすため、「三重の新たな米協創振興会議※」を通じて、三重県が育成した水稻品種「三重 23 号」の生産者に対して、「みえの安心食材表示制度」の認定取得を推進します。
- ④ 消費者に安全・安心を提供するための認定制度である「みえの安心食材」への参加生産者の増加に加え、認知度向上、消費拡大を図るため、広く県民を対象としたPRイベントを開催します。
- ⑤ 県産水産物の持続可能性を担保する水産エコラベル認証の取得促進を図るため、認証制度の普及に向けた研修会を開催します。

施策 2-8 健全かつ持続可能な経営への支援

施策の取組方向

食品関連事業者が食の安全・安心や環境保全等をふまえ、食品の安定供給や健全な経営に向けて行う自主的な取組を支援します。

現状と課題

- ① 持続可能な生産の支援と拡大を目指すものとして、環境に配慮した生産基準と第三者認証による安全・安心確保の仕組みをもつ「みえの安心食材表示制度」を整備、運営しています。健全かつ持続可能な経営への支援を進めるには、本制度への参加者増加を促進するとともに、制度の認知度向上並びに購入につながるPRが必要です。
- ② 商品開発や販売、情報発信の最前線で活躍するクリエイティブ人材や異業種との連携を推進することで、多様なニーズに対応した新たな価値創出を図る必要があります。また、食品見本市への出展や商談会の開催、県内食関連事業者の商談機会を創出するとともに、限られた商談機会を着実に生かせるよう、県内事業者の商談力の向上を図る必要があります。
- ③ 農業者による地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及、拡大を図る必要があります。

取組内容

- ① 「みえの安心食材表示制度」について、生産者をはじめ広く県民への周知を図るため、県ホームページやSNS等で情報発信します。
- ② 県内の食関連事業者が、商品開発や販売、情報発信の最前線で活躍するクリエイティブ人材のサポートのもと、地域や業種を越えて連携し、商品やサービスにおける新たな価値の創出を図るとともに、商品の企画開発力及び魅力発信力の強化に取り組めます。また、国内外における県産品の販路拡大に向け、バイヤーと連携し、県内事業者の商談力の向上を支援します。
- ③ 農業者による、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に向けた営農活動を促進するため、「環境保全型農業直接支払交付金事業※」を活用した支援に取り組めます。

施策2-9 食品関連事業者からの情報への対応等

施策の取組方向

食品関連事業者が食の安全・安心や食品表示に関する情報提供をしやすい環境を整備するとともに、提供された情報に迅速に対応します。

現状と課題

- ① 食品関連事業者が食の安全・安心を損なう、又は損なうおそれがある情報を提供しやすい環境を整備するとともに、食品関連事業者から提供された危害情報については、慎重かつ迅速な調査が必要です。

取組内容

- ① 危害情報の申出を行いやすい環境を整備するため、食品関連事業者に対して研修会や巡回指導を通じて、危害情報申出に係る法や条例の趣旨、各法令担当について周知を図ります。また、食品関連事業者から提供された危害情報については、慎重かつ迅速に必要な調査を実施し、不適正な事実があると認められる場合には、法令に基づき適正に措置します。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- 【実施すべき施策】
- ①情報提供の推進
 - ②食の安全・安心に関する教育の推進
 - ③相談対応の充実

(1) 基本的方向3の取組方向

県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め判断、選択を行えるよう、県民の立場に立った情報提供を充実させるとともに学習機会を提供します。

施策3-1 情報提供の推進

施策の取組方向

県ホームページ、県政だより、情報誌、メールマガジンや学習講座等の多様な手段を活用し、県民への情報提供を推進します。

現状と課題

- ① 腸管出血性大腸菌、ノロウイルス及びカンピロバクター等による食中毒、食品による健康被害等を防止することが必要です。
- ② 食品表示法では、消費者等に販売されるすべての食品に食品表示が義務付けられています。また、景品表示法では、事業者が自己の供給する商品・役務の取引について、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある表示を禁止しています。県民が正しく判断し、食品を選択することが必要です。
- ③ 県民が自ら判断し選択するため、食の安全・安心に関する情報が必要です。また、食に関する風評被害を抑止するためにも、正しい情報提供が必要です。

取組内容

- ① 食品による健康被害を防止するため、県ホームページやパンフレットを活用し、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、カンピロバクター等による食中毒や食品に起因する健康被害の防止方法について広く情報提供するとともに、食中毒警報や食中毒発生情報を公表します。
- ② 県民の正しい食品の選択を促すため、県ホームページやパンフレットを通じて消費者に「食品表示法」や「景品表示法」に関する情報を提供するとともに、「エシカル消費※」を普及啓発します。
- ③ 県民が自ら判断し選択するため、県ホームページ「食の安全・安心ひろば」、情報誌「食の安全・安心ミニ情報」、Facebook、メールマガジンや「みえ出前トーク」を活用し、県民への情報提供を推進します。

施策3-2 食の安全・安心に関する教育の推進

施策の取組方向

あらゆる世代において、食の安全・安心について考える力や選択する力を養うため、食育^{*}を通して学校や家庭、地域で食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育を推進します。

現状と課題

- ① 県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を推進するため、あらゆる世代において食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたる健全な食生活の実践が必要です。
- ② 平成28年度実施の県民健康・栄養調査によると、野菜の平均摂取量はあらゆる年代において不足しています。また、食塩摂取量は減少傾向ですが、目標値には達していません。野菜摂取や減塩は生活習慣病予防やがん予防に重要なことから、県民自らの望ましい食生活の実践に向けた支援の推進が必要です。
- ③ 家庭におけるライフスタイルの多様化に伴い、偏った栄養摂取、不規則な食事、とりわけ朝食の欠食等、児童・生徒の食生活にさまざまな課題が見られます。令和4年度の「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」では新たな市町や学校から応募がありましたが、まだ全市町の参加には至っていません。
- ④ 市町教育委員会の食育・学校給食担当者連絡協議会において、学校における食育担当や栄養教諭の指導体制の整備について周知徹底を図るため、引き続き栄養教諭を中核とした学校の食育の指導体制の整備について丁寧な説明が必要です。
- ⑤ 食生活の改善に向けて特別な支援を必要とする子どもに関わる保護者や教員は、個々に応じた食育のあり方（障がいの特性に応じたアプローチ手法）について学習する機会が少ないため、食生活の改善のための知識や方法を学習する機会を設けることが必要です。
- ⑥ 学校給食に地域食材を使用することは、子どもたちが地域の自然、文化、産業への理解を深め、食育を進める上で大きな教育的意義があります。学校給食を通じた食育を継続して実施する必要があります。

取組内容

- ① 各ライフステージにおいて県民が自ら健康的な食生活を実践するため、「第4次三重県食育推進計画^{*}」に基づいて、学校給食や企業食（社食）、事業所向け給食等、さまざまな主体と連携し、県民が、食の安全・安心に関する知識と理解を深める機会の創出に取り組みます。
- ② 県民の食生活の改善につなげるため、食塩及び野菜の摂取量について調査・分析・評価を行い、県ホームページやSNSを通じて広く周知を図るとともに、健康づくり応援の店や給食施設を通じ、減塩や野菜摂取量の増加につながる取組を関係団体と連携して進めます。

- ③ 子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成できるよう、地場産物を使った「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を通じて県産農林水産物の利用を促進するとともに、これら朝食メニューの優秀作品等を県ホームページで発信することにより、食育を推進します。
- ④ 食の安全・安心について子どもたちの考える力を醸成するため、市町教育委員会や関係機関と連携し、学校における食育担当者や栄養教諭による指導体制を整備します。
- ⑤ 特別な支援が必要となる子どもや保護者、教員が食生活を改善するため、食品ロスの削減や食育の実践を具体的に学習できる講習会を開催します。
- ⑥ 学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、「みえ地物一番給食の日※」を実施し、学校給食における地域食材の使用を促進します。また、地域の農林水産業への関心や理解を深めるため、食育に係る既存の教材に加え、新たな教材を学校に提供します。

施策 3-3 相談対応の充実

施策の取組方向

県民からの食の安全・安心や食品表示に関する相談に迅速に対応します。

現状と課題

- ① 県民や食品関連事業者からの食品衛生、食品表示及び消費生活に関する相談対応や相談に関する適切な情報提供を実施しており、さらに、県民からの食の安全・安心確保に関する施策の提案についても、関係機関と連携し、適切に対応していくことが必要です。

取組内容

- ① 県民や食品関連事業者からの食品衛生、食品表示及び消費生活に関する相談並びに県民からの食の安全・安心確保に関する施策提案について、関係機関と連携し、適切に対応します。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

【実施すべき施策】

- ①人材の育成
- ②相互理解の増進
- ③関係者との連携及び協働
- ④県民運動の展開

(1) 基本的方向4の取組方向

県民、食品関連事業者、NPO、地域の団体、学校等の多様な主体が相互理解を深め、連携及び協働して食の安全・安心確保に取り組む県民運動を進めます。

施策4-1 人材の育成

施策の取組方向

食の安全・安心の確保のため、高い専門性と実践的な知識や高い倫理観を有した人材を養成します。

現状と課題

- ① 食品等事業者は、食品衛生に対する高い専門性と最新の情報に基づく的確な取組の実施が求められることから、食の安全・安心確保に関する専門的知識の習得が必要です。
- ② 食品関連産業が将来にわたり成長を続けるため、魅力ある職場づくり、事業者と学生による相互理解の推進とともに、新たな価値を持つ商品の創出や新規販路の開拓に取り組める人材の育成が必要です。
- ③ 安全・安心な学校給食を提供するため、引き続き、衛生管理や適切なアレルギー対応に関する学校給食関係者の資質向上が必要です。
- ④ 農業生産現場において、GAP認証の取得、継続やGAP実践を推進するため、「GAP推進指導員※」の確保・育成が必要です。
- ⑤ 畜産物の安全性向上のため、農場HACCPの認証取得を指導できる人材の育成が必要です。
- ⑥ 農薬の販売者や使用者に対して農薬の安全かつ適正な販売や使用を推進するため、農薬について正しい知識を持ち指導することができる「三重県農薬管理指導士※」の育成が必要です。

取組内容

- ① 食品等事業者が食品の衛生的な取り扱いや専門的な知識を習得するため、食品衛生責任者※や食品衛生指導員※の養成講習会や知識向上のための再講習会を開催します。

- ② 新たな価値を創出できる人材の育成や食関連産業に従事したいと考える若者を確保するため、「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」と連携し、食品衛生の研修会、食関連事業者と学生との交流会（サロン）の開催や産学コラボ商品の開発、インターンシップ事業を実施します。
- ③ 衛生管理、異物混入防止及びアレルギー対応について、学校給食関係者の資質向上を図るため、対象者別に「学校給食の安全と充実に向けた講習会」を開催します。また、「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」事業（文部科学省）を活用し、三重県内の学校給食施設を調査し、施設の改善を指導するとともに、適切なアレルギー対応や緊急時対応の体制整備を推進します。
- ④ 「GAP推進指導員」の技術向上や新たな人材を育成するため、JAグループと連携したJA子会社や農業大学校、農業高校での内部監査を活用した研修会を開催します。
- ⑤ 農場HACCPの認証取得を指導できる人材を育成するため、指導員養成研修会の受講を促進します。
- ⑥ 「三重県農薬管理指導士」の育成・確保を図るため、農薬の販売者や使用者に対して、農薬に関する関係法令や販売、使用における専門的な知識を習得するための研修会を開催します。

施策4-2 相互理解の増進

施策の取組方向

食に関するすべての関係者が相互理解を深め、信頼関係を構築できるように、各種交流会や勉強会、セミナー等リスクコミュニケーション※や相互交流の機会の確保に努めます。

現状と課題

- ① 県民、食品関連事業者等及び県が、互いに食品衛生や食品表示に関する情報提供や意見交換を継続して行い、食の安全・安心確保に関する正しい知識を共有し、相互理解を深める必要があります。
- ② 食品の安全性についての意識調査で関心の高かった、食品添加物、輸入食品及び農薬、動物用医薬品について重点的に県民の知識の習得と理解を深める必要があります。

取組内容

- ① 県民、食品関連事業者等及び県が、食品衛生や食品表示に関する正しい知識を共有し、相互理解を深めるため、意見交換会や研修会を開催するなどリスクコミュニケーションの機会を創出します。

- ② 食品添加物、輸入食品及び農薬・動物用医薬品に関する正しい知識の習得と理解を深めるため、「みえ出前トーク」においてリスクコミュニケーションや相互交流の機会を設けます。

施策４－３ 関係者との連携及び協働

施策の取組方向

県民、食品関連事業者、これらの者により構成される団体と連携及び協働して、施策を推進します。

現状と課題

- ① 食品等事業者が「食品衛生法」、「食品表示法」、「景品表示法」等関係法令を遵守することが必要です。
- ② 「食品表示法」に基づく栄養成分表示や、表示が必要な機能性表示食品の数は増加しています。県民が、これらの食品表示を正しく理解し活用することにより、健康課題の解決や適切な食品を選択できる必要があります。
- ③ 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開のために、継続的な関係者との連携及び協働が必要です。

取組内容

- ① 「食品衛生法」、「食品表示法」、「景品表示法」を遵守するため、食品等事業者団体と連携して食品等事業者にわかりやすく周知します。
- ② 県民一人ひとりが健康課題の解決や適切な食品を選択できるよう、栄養成分表示の啓発や食品表示に関する学習機会の提供に取り組みます。
- ③ 県民、食品関連事業者・団体と連携及び協働しながら、食の安全・安心に向けた施策を推進するため、県民や食品関連事業者・団体を対象とした「みえ出前トーク」や「食の安全・安心研修会」の開催に取り組みます。

施策４－４ 県民運動の展開

施策の取組方向

多様な主体が食の安全・安心に対する価値観を共有し、食育を通して食の安全・安心確保に取り組む県民運動がさらに発展するよう、積極的に行動していきます。

現状と課題

- ① 食の安全・安心確保に取り組む県民運動がさらに発展するために、多様な主体が食の安全・安心に対する価値観を共有し、県民が積極的に行動する必要があります。

取組内容

- ① 多様な主体が食の安全・安心に対する価値観を共有し、県民が積極的に行動するため、「食の安全・安心の取組紹介」に登録申請のあった、消費者団体・グループや食品関連事業者の取組内容を、県ホームページ、研修会や「みえ出前トーク」で紹介します。

【資料編】用語解説

(あ行)

「ISO22000」

衛生面を含め、消費者に安全な食品を提供することを目的とした食品安全マネジメントシステムに関する国際規格です。HACCPの内容をすべて含み、さらに品質・環境管理の要素が含まれています。

「IPM（総合的病害虫・雑草管理）」

IPM (Integrated Pest Management) とは、利用可能なあらゆる病害虫・雑草管理を、その防除効果と人や環境へのリスクから総合的に判断して、予防、観察、防除の3段階に分けて統合的に実施する手法です。

予防とは、病害虫・雑草の発生を最小限にするため、前作での発生状況や予察情報で注意喚起された病害虫・雑草に注意することです。

観察とは、病害虫・雑草の発生の有無やその発生程度、またその発生場所について調査することです。

防除とは、観察の結果をふまえて、経済的な損失や病害虫の伝搬を防ぐため必要と判断した病害虫・雑草管理を実施することです。

「エシカル消費」

「エシカル」とは、「倫理的な、道徳的な」という意味の言葉です。

より良い社会に向けて、地域の活性化や雇用等を含む人や社会・環境に配慮した消費行動のことをいいます。

(か行)

「科学的知見」

実証的なデータ、学会で認められた学説、学術的論文をいいます。

「環境保全型農業直接支払交付金事業」

農業生産にともなう環境への悪い影響を減らすとともに、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に効果の高い農業生産活動に取り組む生産者を支援するための国の交付金事業です。

「GAP推進指導員」

生産現場でのGAPの普及推進に向けた指導に必要な知識を習得するための研修を受講し、GAPに関する生産者への3件以上の指導実績を有する者です。

県内では、普及指導員や営農指導員が「GAP推進指導員」として活動し、生産者や産地に対するGAPの実践活動を支援します。

「景品表示法」

「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和37年法律第134号）の略称。商品やサービスの品質、内容、価格を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することにより、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ることを目的としています。

「健康増進法」

「健康増進法」（平成14年法律第103号）は、国民の健康増進の総合的な推進に関する基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養改善その他の国民の健康増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的としています。

食品関係としては、乳児用、幼児用の特別の用途に適する旨を表示する特別用途表示、健康保持増進の効果についての虚偽又は誇大な広告の禁止が規定されています。

平成27年4月の「食品表示法」の施行に伴い、食品の栄養表示や熱量に関する表示に関する基準は「食品表示法」に移管されました。

「国際水準GAP」

GAP（Good Agricultural Practice）（農業生産工程管理）とは、農薬の使い方、土や水の生産を取り巻く環境、農場で働く人の状況、あらゆる工程を記録・点検・改善して、安全な農産物の生産につなげる取組のことです。

国際的な標準取組基準である「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」を満たすGAPを国際水準GAPとされています。

「米トレーサビリティ法」

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年法律第26号）の略称。米穀取扱事業者が米や一部の米加工品の取引を行った場合、記録の作成と保存を義務付けている法律です。このほか、生産者から消費者まで、米の産地情報を伝達することも義務付けています。

「コールドチェーン」

生産地から小売りまで所定の温度（冷蔵・冷凍）に保ったまま流通させる手法のことです。

「コンプライアンス」

法律や社会的な通念を守ることをいいます。「法令遵守」と訳されます。

（さ行）

「収去検査」

法に基づく食品の検査を「収去検査」といいます。収去検査は原則、抜き打ちで実施します。

「食品衛生法」に基づく収去検査は、食品の安全性を確保することを目的として、食品に含まれる農薬、動物・水産用医薬品、食品添加物、微生物の量を調べています。

「食育」

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

「食品衛生指導員」

県内には一般社団法人三重県食品衛生協会から委嘱された食品衛生指導員が約 1,500 人おり、食品衛生思想の普及啓発や食品等事業者に対する巡回指導、相談をはじめ、広く食中毒防止の啓発に努めるとともに、行政と連携、協力した業務を行っています。

「食品衛生責任者」

「食品衛生法」に定められた飲食店や食品製造業の営業者は、食品の安全確保のため施設又はその部門ごとに、食品衛生責任者を定めて置かなければなりません。食品衛生責任者は、食品取扱施設の衛生確保、衛生的な食品の取扱い及び従業員の衛生教育を行います。

「食品衛生法」

「食品衛生法」（昭和 22 年法律第 233 号）は、食品の安全性確保と飲食での衛生上の危害発生を防止することにより国民の健康を保護することを目的としています。

食品及び添加物、器具及び容器包装、表示及び広告、監視指導、検査、営業について定めています。また、有害食品の販売禁止や食中毒の防止についても定めています。

「食品関連事業者等」

条例第 2 条第 1 項第 4 号で定義している「食品関連事業者」（食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入、加工、調理又は販売その他の事業活動を行う事業者）とその事業者により構成される団体です。

「食品等事業者」

食品関連事業者のうち、条例第2条第1項第3号で定義している「食品等」（食品並びに添加物（「食品衛生法」第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。）を生産、輸入、加工、調理又は販売その他の事業活動を行う事業者です。

「食品表示法」

平成27年4月施行の「食品表示法」（平成25年法律第70号）は、「食品衛生法」、「JAS法」及び「健康増進法[※]」の各法律の食品の表示に関する規定を統合した法律で、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が創設されました。

「食糧法」

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）の略称。用途が限定された米穀（新規需要米・加工用米）については、定められた用途以外に使用・販売してはならないことや、米穀の用途別の管理に関し、米穀出荷販売事業者が守るべきルールが定められています。

「水産エコラベル」

持続可能で環境に配慮していると認証された漁業から生産された水産物（認証水産物）が、流通・加工の過程において非認証水産物と混ざることなく消費者に届くようにすることを目的とした認証スキームです。

「生産資材」

農薬や動物用医薬品、飼料、肥料の農業資材や水産用医薬品、養殖水産動物用飼料の養殖用資材のことをいいます。

「生産履歴の記帳」

生産現場において、栽培方法、資材の使用履歴の日々の工程を記録することをいいます。

「施肥基準」

県内の主要農作物のうち、代表的な作型について、地力中庸な土壌及び気象条件を前提に、目標とする収量・品質を確保するために必要な肥料成分量の目安を示したものです。

(た行)

「DNA検査」

DNAは「デオキシリボ核酸」の略称で、遺伝子の本体として生物内に存在する物質です。DNA検査はDNAを分析することにより種や品種の特定を行う検査です。

「トレーサビリティ・システム」

食品の安全を確保するために、栽培・飼育から加工、製造、流通等の過程を明確にし、品質等追跡ができるシステムをいいます。

(な行)

「農場HACCP」

農場HACCPは、畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCPの考え方を採り入れ、危害要因（微生物、化学物質、異物）を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で危害要因をコントロールする手法です。

「農場HACCP認証基準」

平成21年8月に農林水産省が公表した、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場HACCP認証基準）」を満たすことを公益社団法人中央畜産会が審査し、認証します。

「農用地土壌汚染防止法」

この法律は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的としています。

本法では、全国での統一的な調査結果が必要として、都道府県知事に農用地の土壌汚染の状況について常時監視することが義務付けられています

(は行)

「HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)」（危害分析重要管理点）

製造工程の各段階で発生する危害を分析し、どの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法です。「ハサップ」と呼ばれています。

「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」

消費者が安心して購入できるよう、環境に配慮した生産方法及び食の安全・安心を確保する生産管理の実施により栽培した農畜林産物及び加工品について、その生産方法や栽培履歴を第三者機関が確認し、要件を満たした生産物にみえの安心食材マークを表示する三重県独自の制度です。

「病害虫発生予察情報」

病害虫防除所が農産物に被害を与える病害や害虫に関して発生状況の報告や注意喚起のために発表する情報です。病害虫の発生の時期、程度を予測して、被害の発生程度の大きさにより予報、警報、注意報が発表されます。また、県内初の病害虫の発生が確認された時には、特殊報を発表しています。

「病害虫防除の手引き」

県内で栽培されている主要な農作物の病害虫を防除するために県が作成した病害虫防除のためのガイドラインです。掲載する農薬は、毒性の強いものを極力排除するとともに、県内で使用した際の評価や県内の流通量から総合的に判断し選択しています。

平成30年度までは、印刷物として年に一度作成してきましたが、令和元年度以降「[三重県農薬情報システム](#)^{*}」に掲載しています。

（ま行）

「三重県食育推進計画」

「食育基本法」（平成17年法律第63号）に基づき、県民の心身の健康と豊かな人間形成を目的として、食に関する知識と食を選択する力を習得し、望ましい食生活の実践にむけて、三重県の取り組むべき方針を定めたものです。令和3年3月に策定した第4次計画（計画期間令和3年度から令和7年度まで）においては、豊かな「生活」、「地域」、「環境」を支える食育の推進に取り組むこととしています。

「三重県農薬管理指導士」

農薬販売者、ゴルフ場における農薬使用管理責任者、造園業者の委託を受けて農薬による防除を行う方々を対象としています。対象者の農薬の販売、使用に関する資質の向上を図るため、県が実施する農薬に関する専門的な研修を受講し、一定水準以上の知識を有すると認定され、農薬の適正使用に関して指導的役割を担っていただく方々です。

「三重県農薬情報システム」

最新の農薬の使用法の農薬情報や、県が作成した病虫害防除に関する技術情報をインターネット上で公開するものです。パソコンやスマートフォンがあれば、誰でも閲覧・検索が可能です。

なお、平成30年度まで印刷物として発行していた「病虫害防除の手引き」の内容も掲載しています。

URL：<https://www.nouyaku-sys.com/nouyaku/user/top/mie>

「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」

県産きのこ類の生産現場において、「食の安全・安心の信頼の確保」、「自然資源の有効利用、リサイクル資材の使用」等の人と自然に配慮した取組を行う際の参考になるように、「顧客満足の実現を目指すISO9001品質マネジメントシステム」及び「健康危害防止を目指すHACCPシステム」の考え方を一部取り入れた、三重県独自のきのこ類の品質・衛生管理マニュアルです。

「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」

食肉の猪肉や鹿肉の衛生管理や品質の確保については、「と畜場法」にある解体処理の基準がないこと、捕獲方法と品質の関係が整理されていないことから、食品安全マネジメントシステムに準じ、関係法令の遵守や捕獲から解体処理、流通に至る具体的な方法を定めたマニュアルです。平成31年3月16日に施行しました。

「みえ地物一番給食の日」

三重県では、毎月第3日曜日の前後2週間の中で「みえ地物一番給食の日」を設定し、各学校における地場産物を活用した学校給食や食育の取組を進めています。

取組の強化月間を6月（食育月間）と11月の2回とし、「みえ地物一番給食の日」を意識した取組の定着を図っています。

「三重の新たな米協創振興会議」

三重県が開発した「三重23号」を生産段階から流通段階を通して、三重の米のブランドとして作りあげていくために、水稻生産者の代表、生産者団体、米穀流通販売事業者、市町、県関係機関等で構成する会議体です。

「みえフードイノベーション」

三重県の「食の魅力」を生かすため、生産者・事業者・大学・行政が連携し、県内の農林水産物を活用した新たな商品やサービスを開発する取組です。

(や行)

「養殖生産工程管理手法」

養殖生産工程管理手法（Good Aquaculture Practice 手法（GAP手法））とは、養殖水産物の食品安全の確保を目的に、養殖業者自らが管理のポイントを整理し、それを実践・記録し、記録を点検・評価し、養殖生産の改善に活用するという一連の管理手法です。

(ら行)

「リスクコミュニケーション」

本報告書では、行政、食品関連事業者、研究者、県民が食品のリスクや食の安全・安心に関する情報及び意見を交換し、相互の信頼を築き理解し合うために対話を進めていくことをいいます。

三重県食の安全・安心確保行動計画
(令和5年度)

令和5年3月発行

三重県農林水産部農産物安全・流通課
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
電話 059-224-3154 FAX 059-223-1120
ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/shokua/hp/>